

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案について（概要）

令和 6 年 10 月  
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

## 1. 概要

本政令案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号。以下「基本法等一部改正法」という。）の一部の施行に伴い、関係政令の規定を整備する等の措置を講ずるものである。

## 2. 改正内容

- (1) カード代替電磁的記録の仕組みを用いた住民票の写し等の添付省略に係る規定の整備（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成 15 年政令第 27 号）第 5 条の表第 1 号において、申請等に際し住民票の写し等の添付を省略することができる措置として、現行では個人番号カードの行政機関等への提示等が定められているところ、基本法等一部改正法により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に新設されるカード代替電磁的記録の仕組みによっても個人番号カードの提示と同等の信頼性を担保した本人の情報を行政機関等に提供することが可能であることから、国民の利便性向上の観点から、同号の新たな措置として、カード代替電磁的記録の行政機関等への送信を規定する。

- (2) その他所要の規定の整備及び必要な経過措置の整備

## 3. 施行期日

基本法等一部改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（※）（一部の規定を除く。）

※ 基本法等一部改正法の公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日